

中小企業・小規模事業者等の皆さまを支援します!!

「働き方改革」に取り組む

栃木働き方改革推進支援センター [厚生労働省委託事業]

働き方改革推進支援センターは、**労務管理等の専門家が無料**で働き方改革に取り組む事業所の皆さまを支援する**個別相談**や**コンサルタント等**を行っています。是非、ご相談ください!

働き方改革を広く支援する取り組みとは…

- ・時間外労働の上限規制
- ・同一労働同一賃金
- ・男性の育児休業取得促進の取組支援
- ・仕事と育児や介護の両立支援
- ・職場におけるハラスメントの防止措置の取組
- ・良質なテレワークの定着
- ・多様な正社員制度の導入支援
- ・兼業・副業の促進

など多様な働き方の実現に向けた取り組みに対応します。



具体的な支援内容は…

電話・メール・来所等相談…

センター事業の専門家がセンターの相談室で直接相談に応じます。また、電話・メール等での相談にも応じます。(受付時間: 9時~17時)

☑ tochigi@workstylereform.net

企業へのコンサルティング…

専門家が企業に訪問して、1回あたり原則3回まで、3時間を限度に無料で相談できます。



セミナーの講師派遣と開催…

働き方改革に関連する課題をテーマにしたセミナー講師派遣やセミナーを開催します。



同一労働同一賃金への対応

非正規労働者の待遇改善についてセンター事業の専門家と共に点検してみませんか。



支援の対象となる方

全ての事業主の方がご利用いただけます。

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが利用できる助成金が分からない
- 非正規雇用労働者の待遇を改善したい~その待遇の違い、説明できますか?~など



栃木働き方改革推進支援センターを利用してみませんか？

所在地 宇都宮市西川田町 923-20 リーガルビル 2 階

連絡先 ☎ 0120-800-590

相談時間 平日：午前 9 時～午後 5 時

H P 無料相談窓口

<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tochigi/>



○センターに配置している、社会保険労務士の専門家が、無料で事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規程の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行います。

相談は無料です。1 回 3 時間を限度として、原則 3 回まで支援します。

【訪問希望日時】

☐ 第一希望： 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
☐ 第二希望： 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
☐ 第三希望： 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分

<相談内容>

☐ 働き方改革関連法の説明 ☐ 36協定
☐ 労働時間 ☐ 就業規則
☐ 年次有給休暇 ☐ ハラスメント
☐ 同一労働同一賃金 ☐ 雇用・労働分野の助成金
☐ 雇用確保 ☐ その他 ()

(相談内容を具体的にご記載ください。)

依頼等に応じて、企業に直接訪問するなど、事業主が抱える様々な課題についてコンサルティングを行います。また、商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・市町での出張相談会も行います。

申込先：Fax 028-678-8929 (一週間以内にお電話いたします。)

事業所名		TEL	
		Mail	
住 所			
担 当 者		業 種	
役 職		従業員数	正規： 名・非正規 名

※ご記入いただいた情報は相談受付目的にのみ使用し、目的以外の使用は一切いたしません。